

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 鳥取県収入証紙小売さばき人の指定  
道路位置の指定
- 保安林の指定予定  
牛の結核病等の検査の実施
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部改正
- ◇公告 理容師及び美容師試験の実施  
昭和三十六年度映画写技術者試験の合格者  
児童福祉法による被返還者不明の金品について公告
- ◇正誤 昭和三十七年四月六日付け鳥取県人事委員会  
規則第十八号中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第二百五号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により、小売さばき人を次のとおり指定した。

昭和三十七年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番号 氏 名 売さばき場所 住所 指定年月日

三一五 辻本 虎由 鳥取市叶三〇 同上 昭和三十七年  
六番地 四月一日

### 鳥取県告示第二百六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十七年四月六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十七年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

米子市両三柳二六三二

米子市両三柳一〇九三番の四  
一〇九三番の一  
一〇九三番の三

幅員

代表

遠本 明

一〇九四番の一 四、〇米  
一〇九四番の三 延長  
一〇九一番の二 八五、五米  
一〇九一番の八  
一〇九六番の一  
一〇九六番の七  
一〇九六番の八  
一〇九六番の一〇  
一〇九六番の一

の規定により告示する。

昭和三十七年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

米子市両三柳四六

米子市両三柳一〇一八番の一

口田好為

七

一〇二三番の二  
一〇二三番の一 幅員

米子市両三柳四六

一〇二三番の三 延長  
一〇二五番の一 二三六、八〇米  
一〇二七番の一  
一〇二八番の一〇  
一〇二八番の三  
一〇二八番の一  
一〇二八番の二  
一〇二八番の一  
一〇二八番の一  
一〇二八番の六

鳥取県告示第二百七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）  
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十  
七年四月六日道路の位置を指定したので、同規則第十条

鳥取県告示第二百八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病並びにブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六、七条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病並びにブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月分べん後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法  
結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

別表

第一次 第二次

実施区域 実施場所

四月 四月 鳥取市神戸地区 神戸家畜検査場  
四月 四月 鳥取市神戸地区 神戸家畜検査場  
四月 四月 鳥取市神戸地区 神戸家畜検査場

四月 四月 鳥取市神戸地区 神戸家畜検査場

四月 四月 鳥取市神戸地区 神戸家畜検査場

四月 四月 鳥取市神戸地区 神戸家畜検査場

四月 四月 鳥取市神戸地区 神戸家畜検査場

四月 四月 鳥取市神戸地区 神戸家畜検査場

四月 四月 鳥取市神戸地区 神戸家畜検査場

四月 四月 鳥取市神戸地区 神戸家畜検査場

四月 四月 鳥取市神戸地区 神戸家畜検査場

四月 四月 鳥取市神戸地区 神戸家畜検査場

四月 四月 鳥取市神戸地区 神戸家畜検査場

四月 四月 鳥取市神戸地区 神戸家畜検査場

四月 四月 鳥取市神戸地区 神戸家畜検査場

四月 四月 鳥取市神戸地区 神戸家畜検査場



第八条 鑑識課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 犯罪写真に關すること。
  - 二 被疑者写真票に關すること。
  - 三 指紋及び足こん跡等に關すること。
  - 四 遺留品に關すること。
  - 五 指名手配及び指名通報の対照に關すること。
  - 六 法医理化学に關すること。
  - 七 その他犯罪鑑識に關すること。
- 第十二条 捜査課の項中「知能犯第三係」を「知能犯第三係、手口係」に、同条鑑識課の項中「手口係」を「資料係」に改める。
- 第十三条 中「技手」を「技手」に改める。  
「交換手」を「技手」に改める。  
「運転手」を「技手」に改める。  
「交換手」を「技手」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

公 告

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二条 第一項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第四条第一項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和三十七年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の日時及び場所

1 学科試験

日時 昭和三十七年五月十四日 午前九時

場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

2 実地試験

日時 昭和三十七年五月二十一日 午前九時

場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

二 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設を卒業したのち一年以上の実地訓練を経た者

三 受験手続

- 1 受験願書（別記様式）に試験手数料五百円に相当する鳥取県収入証紙をはりつけ（消印しないこと。）次の書類を添えて昭和三十七年五月二日までに以下の保健所に提出すること。（県外居住者は、鳥取県厚生部衛生課に郵送）
  - (1) 履歴書（最終学歴及び養成施設入学から実地習練終了までの場所、期間を記載すること。）
  - (2) 指定養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書
  - (3) 実地習練を終了したことを証する書面
  - (4) 戸籍謄本又は戸籍抄本
  - (5) 写真（出願前六月以内に撮影した名刺型、脱脚正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの）
- 2 理容師法施行令（昭和二十八年政令第三百三十二号）第五条第四項又は美容師法施行令（昭和三十三年政令第二百七十七号）第二条第四項の規定により学科試験を免除される者は、(1)から(3)までの書類に

四 試験の方法

替えて知事の発行した理容師又は美容師学科試験免除通知書を添付すること。

1 試験は、学科試験及び実地試験について行なう。

2 実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

五 試験場に持参するもの

1 学科試験

受験通知書、筆記具、昼食及び上ばき

2 実地試験

- (1) 受験通知書、昼食及び上ばき
- (2) 理容師試験を受ける者  
白衣及び調髪、顔そりに必要な器具、応急薬品等
- (3) 美容師試験を受ける者  
白衣及びコールドパーマネントウェーブ等の施術上必要な器具、材料、化粧品、応急薬品

六 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。ただし、美容のモデルはなるべく年令十八才から三十才までの

者で、髪に著しいくせのない者であること。  
七 その他

- 1 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
  - 2 試験について不明の点がある場合は、もよりの保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。
  - 3 文書による照会には、返信料を同封すること。
- 別記様式

理容師（美容師）試験受験願書

収入証紙  
はりつけ  
欄

本籍地  
現住所（番地及び何々方まで記入すること。）

氏名  
（ふりがな）

年月日生

理容師法第二条第一項（美容師法第四条第一項）の規定による理容師（美容師）試験を受けたいので、別紙関係書類を添えてお願いいたします。

昭和三十七年 月 日  
右 氏名

鳥取県知事石破二郎殿  
注 実地試験のみの受験者は、標題の下に「実地」と朱書すること。

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十四条第三項の規定による昭和三十六年度映画技術者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十七年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

受験番号	氏名	受験番号	氏名
二	塩野 義一	七	皆木 武男
八	可児 共三	十	大江 輝美
十二	稻田 勝明	十四	田淵 元一
十六	福塚 勝美	十七	足本 勝美
十八	田栗 功	十九	湯田 武義
二十一	堀 洋二		

次の金品は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条により、一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、公告の日から一年以内申し出られたい。  
昭和三十七年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

金品の名称	種類	数量	形状	状	児童が金品を所持するにいたつた事由	保管場所
現金		一、〇二六円	硬札	貨	昭和三十六年三月十日米子市西部消費生活協組で買物中の住所不明者の買物かごより現金を窃取したもの	米子児童相談所
		一七七円	硬札	貨	昭和三十六年三月十四日米子市電報電話局前の乳母車から現金を二人組で窃取したもの	"
		八五五円	硬札	貨	昭和三十六年三月二十九日頃米子市後藤工場（国鉄）北側更衣室から所有者不明の現金を窃取したもの	"
男物腕時計	不明	一こ	皮バンド付	付	昭和三十六年五月十日頃米子市車尾地内日野川西詰より遺失者不明の時計を着服横領せるもの	"
現金		三五五円	硬札	貨	昭和三十六年八月十七日頃西伯郡大山町大山寺部落の数軒から現金を窃取せるもの	"
		一八〇円	硬札	貨	窃取せる現金で米子―大山寺間のバス定期券を購入せるものを現金に換金したもの	"
		一四〇円	硬札	貨	窃取したものであるが詳細不明	倉吉児童相談所

九円 硬貨	米子市内米子東宝劇場で観覧中現金をすり取つたもので時期不明	米子児童相談所
一、八一〇円 硬札	九州よりの家出少年で米子市内で窃盗を働	〃
一こ ソニー 六二〇型	右少年が所持していたもので入手先不明	〃
一こ 六×二十四型	右少年が所持していたもので入手先不明	〃
一こ ヒノ デ製	米子市内で窃盗を働き入手したもので入手先不明	〃

正 誤

昭和三十七年四月六日付け鳥取県人事委員会規則第十八号中次の箇所について、誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行	誤	正
9 上 5	昇給の時期の 昇格の時期が	昇給の時期と 昇格の時期とが

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
[定価 部月極二五〇円(配達料共)] 印刷所 県